

松阪市内で建築・土木工事等を 計画されているみなさまへ

まずは、その土地が遺跡に含まれているかどうか確認してください。

工事の計画の際は、予定地が埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に含まれているかどうか、確認してください。遺跡の範囲は、下の公開型GISの遺跡地図情報で調べることができます。ただし、以下の場合、松阪市文化財センター（外五曲町1番地／FAX0598-26-7374）に直接お越しいただくか、住宅地図等に番地と位置を明示したものをFAXで送っていただいで確認して下さい。

1. 遺跡の範囲に隣接している場合
2. 松阪市文化財センターのホームページで範囲変更のお知らせがある遺跡の近隣
3. インターネットで遺跡地図情報が利用できない方

※市役所4階の文化課（FAX：0598-22-0003）でも遺跡範囲の確認を行っています。



松阪市 公開型 GIS
Matsusaka City Geographic Information System

URL : <https://www2.wagmap.jp/matsusakacity/>



スマートフォンをご利用の際は、左記の二次元コードをお読みください。

遺跡の範囲に含まれた場合

文化財保護法第93条に基づく、発掘届出書の提出や、埋蔵文化財保護に関する協議が必要となります。大変お手数をおかけしますが、松阪市文化財センターへお越しいただき、必要な手続きや、その後の流れをご確認ください。

